

議案第53号

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、さいたま市立の学校に勤務する教員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。

2 この条例において「教員」とは、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第2項に規定する教員をいう。

(自己啓発等休業の承認)

第3条 市教育委員会（以下「委員会」という。）は、教員としての在職期間が2年以上である教員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該教員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該教員が自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として教育委員会規則で定める場合は、3年）とし、国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業にあつては3年とする。

(教育施設)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とす

る。

- (1) 学校教育法第83条に規定する大学（教員が同法第91条に規定する別科を履修する場合を除く。）
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（教員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 学校教育法第108条に規定する短期大学
- (4) 前3号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）
- (5) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校
- (6) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (7) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (8) 前各号に掲げるもののほか、委員会が教員の公務に関する能力の向上に資すると認める教育施設
(奉仕活動)

第6条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として提携している外国の地方公共団体において行われる当該地方公共団体との国際交流の促進に資する奉仕活動のうち、教員として参加することが適当であると委員会が認めるもの
(自己啓発等休業の承認の申請)

第7条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第8条 自己啓発等休業をしている教員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第4条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、委員会に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、教育委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第3条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第9条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている教員が、正当な理由なく、その者が在学している教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている教員が、その者が在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該教員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じること。

(報告等)

第10条 自己啓発等休業をしている教員は、委員会から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該教員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について委員会に報告しなければならない。

(1) 当該教員がその申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該教員が、その在学している教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該教員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 委員会は、自己啓発等休業をしている教員から前項の規定による報告を求めるほか、当該教員と定期的に連絡をとることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業をした教員の職務復帰後における号給の調整)

第11条 自己啓発等休業をした教員が職務に復帰した場合において、他の教員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間のうち教員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の教員の昇給を行う日として教育委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(自己啓発等休業をした教員の退職手当の取扱い)

第12条 さいたま市教職員退職手当条例(平成29年さいたま市条例第 号)第16条第1項及び第18条第4項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第16条第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についてのさいたま市教職員退職手当条例第18条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準じる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数」とあるのは、「その月数(自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年埼玉県条例第28号)の適用を受けていた者で引き続きさいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成29年

さいたま市条例第 号) の適用を受けることとなったものについて、施行日前に職員の自己啓発等休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第10号）の規定によりなされた承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。